

令和七年九月五日付け奈良県公報第六百四十六号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、生駒市長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和七年十二月十六日

奈良県知事 山 下 真

- | | |
|---------|---|
| 一 測量の目的 | 公共測量（地籍図根三角測量） |
| 二 測量の地域 | 生駒市東生駒三丁目的一部 |
| 三 測量の期間 | 変更前 令和七年九月一日から同年十一月二十八日まで
変更後 令和七年九月一日から令和八年三月三十一日まで |